



2006年12月6日 No.120

細川律夫国会事務所 TEL 03-3508-7513 FAX 03-3593-7148

細川律夫後援会本部 TEL 048-966-5115 FAX 048-965-8818

E-mail : g04091@shugi.in.go.jp ホームページ : <http://minshu.org/hosokawa/>

飲酒ひき逃げ抑止法案提出

飲酒・ひき逃げなど悪質な交通犯罪に対し、批判が高まっていますが、国会では細川律夫代議士を中心に、これらに対する法案をまとめ、6日、衆議院に提出しました。与党にも働きかけ、共同提案を目指していたものですが、教育基本法案などでの対立も背景にあったため、民主党単独提案となりました。会期末にも近く、今国会での成立は困難ですが、今後も粘り強く他党に働きかけて成立を図ります。

法案の内容は次のとおりです。

刑法に「酒気帯び運転業務上過失致死傷罪」を新設し、従来過失では5年が最高だったものを10年にする。

ひき逃げの最高刑を5年から10年に引き上げる。

酒を提供した営業者に罰則を設ける。

車内に開栓後の酒類を積載して運転することを禁止する。

免許を取り消された者の取得禁止期間の上限を5年から10年に引き上げる。

この改正によって飲酒・ひき逃げで事故を起こした場合、危険運転罪の適用がない場合でも併合罪になれば、最高刑が15年になります。また、ひき逃げの刑が10年になることによって「逃げ得」もなくなることができます。

ただ、交通事故は厳罰化だけではなくせません。酒を飲んだ人の車のエンジンがかからない装置の普

及、アルコール常習者への対策など、複合的になされなければなりません。細川代議士は、超党派の「議員の会」や、民主党内でこれらの対策を提言しながら、国や関係機関に訴えています。



法案提出の記者発表をする細川律夫代議士

教育基本法案は強行採決でいいのか

11月16日、衆議院本会議で、採決に反対する野党欠席のまま、自公与党は教育基本法案の採決を強行し、現在参議院で審議が続いています。民主党をはじめとする野党は、与党の姿勢を批判しています。



民主党の鳩山由紀夫幹事長は、いじめによる生徒や学校長の自殺が後を絶たない学校現場の実態、未履修、政府主催のタウンミーティングでのやらせ発言など、教育基本法改正と関わりについて議論し尽くさなければならぬと指摘し、60年に一回の改正というからには、政治家として後世に責任が持てるよう、更なる議論が必要だと重ねて強調しています。

労働法制で政策提言

7月に、細川代議士を座長として「労働契約法制及び労働時間法制等に関する作業チーム」が発足し、数ヶ月間会議を重ね検討した結果、このほど民主党として政策を提言しました。

パートなど働くすべての人を応援

ここ数年、労働問題は複雑化しています。パート、アルバイト、派遣など就業形態も多様化し非正規雇用が増えるとともに、労働組合の組織率も低下の一途をたどっています。そこに、小泉政権の政策も加わり、二極化が進み労働者間の格差も拡大しています。政府内でも労働法制に関する議論が行われていますが、民主党でも、労働者の立場をより強化し、格差を是正するには、どんな法制度を作ったらよいかとの議論を進めるため、この作業チームを立ち上げたものです。

労働契約には労使の合意が原則

この提言の一つは「雇用契約法案」の策定です。現在、労働の最低基準を定めた労働基準法はありますが、労働者が企業と実質的に対等に交渉するための法規はありません。契約法の必要性は政府も認めるところですが、労働者と企業の「合意」に基づいて契約の内容や契約の変更を行っていくという点に民主党案の特徴があります。

仕事とプライベート生活の調和を

二番目は労働時間法制です。今、政府は、一定の年収以上の労働者に労働時間規制を外すという、日本版「ホワイトカラー・エグゼンプション」を導入しようとしています。これが実現すると、現在行われているサービス残業が合法化されるだけでなく、健康を阻害し、過労死を誘発することにもなりかね

ません。民主党は、健康に働くことができ、仕事とプライベート生活が調和できる労働時間法制の必要性を訴えています。

政治献金の透明化を

12月1日委員会で質問



特別委員会で質問する
細川律夫代議士

細川代議士は現在、衆議院厚生労働委員会、法務委員会に加え、政治倫理及び公職選挙法特別委員会に所属し、現在野党の筆頭理事の任に就いています。12月1日は、政治資金規正法改正案の審議が行われ、質問に立ちました。この法案は、日本の法人で上場企業であれば、外資比

率が50%を超える場合でも政党に政治献金ができるようにする、という内容です。

細川代議士は質問で、特に企業団体献金自体、問題点が多く、政党支部という形であれ、事実上政治家個人が献金を受けるような制度はよくないので、外資企業から政党支部への寄附は禁止すべきこと、また、今回の改正で外資系企業から献金を受ける政党あるいは政党支部が、それを国民に開示し、透明性が確保されるよう強く求めました。

